

## 第16章 証券税制

1. 証券税制の概要 現行税制は、基本的にレーガン共和党政権による1986年内国歳入法に定められている。同年の改正では包括的所得税が理念的基礎とされ、税負担中立という枠組みの中で課税ベースの拡大と累進税率構造のフラット化が図られた。それに伴い、証券税制としては、個人段階の少額配当控除の廃止、キャピタル・ゲイン課税優遇の廃止、法人間の受取配当益金不算入割合の圧縮等が行われた。

その後、ブッシュ(George H.W.Bush)政権の下で、個人所得税の最高税率が31%に引き上げられたが、長期キャピタル・ゲインの最高税率28%は据え置かれたため、これ以降、再びキャピタル・ゲインは課税上優遇されることになった。

クリントン民主党政権においても、1993年財政調整法のなかで個人所得税に36%、39.6%の2段階の税率が上乘せされるとともに、法人税についても、35%の最高税率が新設された。財政収支が改善の兆しを見せてきた1997年には1997年納税者救済法が成立し、証券税制としては、18カ月超保有した資産譲渡にかかるキャピタル・ゲイン税率の引下げ(翌98年に長期ゲインの要件は1年超に改正)、個人退職勘定(IRA)の拡充等が盛り込まれた。

2001年に大統領に就任したブッシュ(George W. Bush)は、同年6月、大型減税法を成立させた。その主たる内容は、個人所得税減税、IRA等のさらなる拡充などである。さらに、同年9月に発生した同時多発テロを背景に2002年度に財政収支が赤字に転じ、その後も景気低迷が続いたことから、2003年に政府はキャピタル・ゲインと配当に対する税率引下げを含む、新たな減税法を制定・実施することになった。こうしたブッシュ減税は期限立法であり、その適用期限は2012年末までであった。しかし、減税の失効と歳出の強制削減が重なる「財政の崖」を回避することを目的とした2012年米国税務者救済法が2013年1月2日に成立した。これによりブッシュ減税が一部継続される一方で、個人所得税の最高税率、長期キャピタル・ゲイン、配当に対する税率が引き上げられ、高所得者に対する課税が強化された。

また、トランプ大統領は2017年12月に個人所得税率の見直しや法人税率の引き下げを含む税制改革法を成立させている。

## 個人所得税の累進税率構造の変遷

	最低税率 (%)	最高税率 (%)	段階
～1981	14	70	15
1982	12	50	12
1983	11	50	13
1984	11	50	14
1987	11	38.5	5
1988	15	28	2
1991	15	31	3
1993	15	39.6	5
2001	10	39.1	6
2002	10	38.6	6
2003	10	35	6
2013	10	39.6	7
2018～	10	37	7

- (注) 1) 現行は10%、12%、22%、24%、32%、35%、37%の7段階である。これに加えて地方所得税を課す州・地方政府が存在する。  
 2) 課税年度の途中で新しい税制が施行されている年も存在する。  
 [出所] 財務省ホームページより作成。

## 税収等構成比の推移

(単位：百万ドル)

年度	個人所得税	法人所得税	社会保険等	個別消費税	その他	合計
2016	1,546,075	299,571	1,115,065	95,026	212,228	3,267,965
2017	1,587,120	297,048	1,161,897	83,823	186,296	3,316,184
2018	1,683,538	204,733	1,170,701	94,986	175,949	3,329,907
2019	1,717,857	230,245	1,243,113	98,914	173,235	3,463,364
2020	1,608,663	211,845	1,309,955	86,780	203,921	3,421,164
2021	2,044,377	371,831	1,314,088	75,274	241,541	4,047,111
2022	2,632,146	424,865	1,483,527	87,728	269,073	4,897,339
2023	2,176,481	419,584	1,614,456	75,802	154,624	4,440,947
2024	2,503,366	612,781	1,720,543	99,715	145,141	5,081,546
2025	2,679,224	668,080	1,896,817	109,896	130,931	5,484,948

(注) 2024年度と2025年度は推定値。

[出所] Office of Management and Budget ホームページより作成。

**2. 利子所得課税** 個人の利子所得には、債券利子、銀行・貯蓄貸付組合・相互貯蓄銀行・信用組合等の金融機関の預金利子等が含まれる。利子所得に対しては、総所得から除外される州・地方債および教育貯蓄債券の受取利子を除き、次節以下で述べる配当所得やキャピタル・ゲイン等、他の所得と合算のうえ総合課税される。こうした納税者の申告による総合課税制度を有効に機能させるために、社会保障番号（Social Security Number：SSN）による納税者番号制度が1962年に導入されている。

利子（配当）所得に対する源泉徴収は、アメリカでは伝統的に行われていない。1982年のレーガン政権の下で、増税策の一環として1982年課税の公平と財政責任法（Tax Equity and Fiscal Responsibility Act of 1982：TEFRA）により、1983年7月1日以降、利子（配当）に対して10%の税率により源泉徴収を行うこととされたことがあったものの、金融界を中心とした強い反対があり、同法は実施されないまま撤回されたという経緯がある。しかし1984年1月から、利子（配当）の受領者が支払い者に納税者番号を告知しなかった場合等にバックアップ源泉税（Back-up Withholding Tax）が徴収される。その税率は導入時の1984年時点では20%であったが、2024年現在24%である。

また、ゼロ・クーポン債やストリップ債など割引債の償還差益も利子所得として扱われるが、その売却益はキャピタル・ゲインとして課税される。割引債に対する課税に関しては、発行価格と償還価額との差額を発行差金（OID：Original Issue Discount）といい、時の経過とともに利子として所得に含める必要がある。

なお支払利息に関しては、私的利息は調整総所得から控除することは認められていないが、住宅取得のための借入利息、投資目的の財産の取得に伴う支払い利息などは調整総所得から控除できる。

利子所得に対する税制上の優遇措置としては、伝統的な個人退職勘定（IRA）や、401(k)プランなどの確定拠出型年金に関して、拠出金の所得控除制度および積立金の運用益の給付段階までの課税繰延べ措置がある。また、1997年に導入された課税後勘定であるロスIRAでは、その収益に対して運用・給付の各段階で非課税とされる。さらに2006年からロスIRAと同様の仕組みを持つロス401(k)プランも開始された（第6、7節を参照）。

## 利子所得に対する課税

	個 人	法 人
課税関係 (源泉徴収)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 源泉徴収なし（ただし、納税者番号の告知を怠った場合等は24%の税率によりバックアップ源泉税徴収）</li> <li>・ 総合課税（割引債の途中売却益はキャピタル・ゲイン課税、償還差益は利子所得課税）</li> </ul>	2018年1月1日より原則として一律21%
非課税措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 州債および地方債の受取利子</li> <li>・ 教育貯蓄債券の受取利子</li> </ul>	

(注) 閾値(単身者20万ドル、夫婦合算25万ドル)を超える総所得がある場合、純投資所得税(3.8%)も課される。

〔出所〕 IRSホームページ及び財務省ホームページより作成。

## 利子所得課税の状況

年	課税利子		非課税利子	
	申告数 (単位：千)	金額 (単位：百万ドル)	申告数 (単位：千)	金額 (単位：百万ドル)
2003	59,459	127,160	4,525	53,750
2004	57,606	125,474	4,417	52,032
2005	59,249	162,433	4,498	57,694
2006	62,401	222,707	6,039	72,971
2007	64,505	268,058	6,322	79,351
2008	62,450	223,291	6,453	79,822
2009	57,811	168,001	6,256	73,574
2010	55,130	139,611	6,103	75,163
2011	52,067	120,112	5,988	72,995
2012	47,973	111,790	5,955	71,066
2013	44,921	100,649	5,987	68,100
2014	43,334	93,894	5,800	62,474
2015	42,637	95,881	5,827	61,871
2016	42,583	96,640	6,069	60,653
2017	44,193	106,055	6,163	60,059
2018	46,559	128,583	6,286	60,224
2019	48,676	153,253	6,242	61,575
2020	48,346	127,376	6,480	59,449
2021	48,990	103,535	6,569	55,518
2022	49,737	133,597	6,893	55,568

〔出所〕 SOI Tax Stats - Individual income tax returns complete report (Publication 1304)より作成。

**3. 配当所得課税** 個人の配当所得については、以前は一定の場合に利子所得と同様にバックアップ源泉税の対象になるもの以外は、原則として支払い段階では課税が行われず、社会保障番号（Social Security Number：SSN）に基づく申告により他の所得と合算したうえで総合課税されていた。

2003年雇用と成長のための減税調整法（Jobs and Growth Tax Relief Reconciliation Act of 2003）では一般の配当は有価証券の長期キャピタル・ゲインと同様に時限的に通常所得よりも低い税率で課税されることになった。すなわち、中高所得者が2003年1月から2008年末までに「適格配当所得（qualified dividend income）」を受け取った場合、当該所得に対して15%の税率が適用されることになった。同様に、低所得者が適格配当所得を2003年1月から2007年末までに受け取った場合は税率が5%となり、2008年中の配当については非課税となることになった。この0%と15%の税率は、2005年増税防止調整法（Tax Increase Prevention and Reconciliation Act of 2005）、及び2010年減税・失業保険再授権・雇用創出法（Tax Relief, Unemployment Insurance Reauthorization, and Job Creation Act of 2010）によって最終的に2012年末まで延長された。さらに、2013年1月2日に成立した2012年米国納税者救済法（American Taxpayer Relief Act of 2012）により、この措置は継続されるとともに高所得者に対しては、新たに20%の税率が適用されることとなった。よって現在は0、15、20%の段階的課税（申告分離課税）が行われている。なお、配当に係る負担調整については、調整を行っていない。ただし、1986年12月31日までの受取配当金については、100ドルまで所得控除が可能であった。

適格配当所得の資格を得るには、基本的に以下の2つの条件を満たす必要がある。1つは、個人が国内課税法人、一定の条件を満たした外国法人（適格外国法人）、のいずれかより配当を支払われていることである。もう1つは、個人が配当の支払われる証券を、配当落ち日の60日前から数えて121日間のうち60日を超えて保有していることである。これらの要件を満たさない配当所得については、従来どおり通常所得として総合課税される。なお、軽減税率が適用される適格配当所得は、これを通常所得として（所得税の限界税率で）課税されることを選択した場合を除き、長期キャピタル・ゲインと同様、負債利子控除の対象とはならない。

## 配当所得に対する課税

	個 人	法 人
課 税 関 係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適格配当は0, 15, 20%の段階課税（申告分離課税）</li> <li>・ 源泉徴収なし（ただし、納税者番号の告知を怠った場合等は24%の税率によりバックアップ源泉税徴収）</li> </ul>	2018年1月1日より原則として一律21%
二重課税調整措置	なし (1986年以前には受取配当を100ドルまで所得控除可能)	内国法人間配当控除（①株式保有率が20%未満の場合は50%，②同比率が20%以上80%未満の場合は65%，③同比率が80%以上の場合は100%が、それぞれ益金不算入）

(注) 1) 給与所得等、配当所得及び長期キャピタルゲインの順に所得を積み上げて、それぞれの所得ごとに適用税率が決定される。

2) 閾値（単身者20万ドル、夫婦合算25万ドル）を超える総所得がある場合、純投資所得税（3.8%）も課される。

〔出所〕 IRSホームページ及び財務省ホームページより作成。

## 配当所得課税の状況

年	通常配当		適格配当	
	申告数 (単位：千)	金額 (単位：百万ドル)	申告数 (単位：千)	金額 (単位：百万ドル)
2012	27,975	260,393	25,491	204,402
2013	27,688	214,973	25,494	158,069
2014	27,652	254,702	25,702	192,448
2015	27,607	260,253	25,756	203,188
2016	27,470	254,065	25,630	202,034
2017	28,171	282,336	26,216	216,847
2018	28,702	321,070	26,626	243,746
2019	28,980	331,791	26,758	248,191
2020	31,087	327,877	29,013	260,244
2021	32,247	386,961	30,525	295,906
2022	32,853	412,321	30,737	313,231

〔出所〕 SOI Tax Stats - Individual income tax returns complete report (Publication 1304) より作成。

**4. キャピタル・ゲイン課税** 1913年に恒久的な個人所得税が導入された当初はキャピタル・ゲインも通常所得として全額総合課税された（ただしロス控除は不可）が、1922年に長期ゲイン（保有期間2年超）に低率の分離課税の選択が認められて以来、キャピタル・ゲインは課税所得のなかで特例的に扱われるようになった。そうした伝統を絶ち、キャピタル・ゲインの優遇を廃止したのが、1986年のレーガン改革である。このとき、ゲインは通常所得とともに最高28%で課税され、長期ゲインと短期ゲインの差異も消滅した。しかし、1990年の最高所得税率の引上げに際して、長期ゲインに対する税率が据え置かれたことから、キャピタル・ゲインの優遇が復活することになった。

その後、1997年と1998年の改正で、1年超保有の有価証券のキャピタル・ゲインは10%、20%の2段階の課税に軽減されたが、これらの税率は、2003年雇用と成長のための減税調整法（Jobs and Growth Tax Relief Reconciliation Act of 2003）によってさらに10%から5%（2008年のみ0%）に、20%から15%にそれぞれ引き下げられることになった。この2段階の税率は配当と同様に、2005年増税防止調整法（Tax Increase Prevention and Reconciliation Act of 2005）、及び2010年減税・失業保険再授權・雇用創出法（Tax Relief, Unemployment Insurance Reauthorization, and Job Creation Act of 2010）によって最終的に2012年末まで延長された。さらに、2013年1月2日に成立した2012年米国納税者救済法（American Taxpayer Relief Act of 2012）により、この措置は継続されるとともに高所得者に対しては、新たに20%の税率が適用されることとなった。よって現在は0、15、20%の段階的課税（申告分離課税）が行われている。

一方、キャピタル・ロスについては、まず当該年のキャピタル・ゲインと通算し、通算しきれない場合は、夫婦合算申告者は年間3000ドル（夫婦個別申告者は年間1500ドル）まで通常所得から控除可能である。相殺しきれないロスは、翌年以降無期限に繰越できる。

またキャピタル・ゲイン課税に関連して、5年超保有の適格小規模法人株式のゲインに対する優遇措置（2010年9月28日以降については全額課税免除）や特定小規模法人（セクション1244）株式のキャピタル・ロスを5万ドル（夫婦合算申告の場合は10万ドル）まで通常所得から控除できる制度がある。

## キャピタル・ゲインに対する課税

	個 人	法 人
課税関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1年超保有の長期キャピタル・ゲインは0, 15, 20%の段階課税（申告分離課税）</li> <li>・ 1年以下保有の短期キャピタル・ゲインは通常所得として総合課税</li> </ul>	2018年1月1日より原則として一律21%
ロスの取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他の所得から年3,000ドルまで控除可能</li> <li>・ 控除不足額は、次年度以降に繰越可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ キャピタル・ゲインからのみ控除可能</li> <li>・ 控除不足額は3年の繰戻し及び5年の繰越しが可能</li> </ul>
非課税措置	適格小規模法人株式に対する優遇措置	

(注) 1) 給与所得等、配当所得及び長期キャピタルゲインの順に所得を積み上げて、それぞれの所得ごとに適用税率が決定される。

2) 閾値（単身者20万ドル、夫婦合算25万ドル）を超える総所得がある場合、純投資所得税（3.8%）も課される。

〔出所〕 IRSホームページ及び財務省ホームページより作成。

## キャピタル・ゲイン課税の状況

年	ネット・キャピタル・ゲイン		ネット・キャピタル・ロス	
	申告数 (単位：千)	金額 (単位：百万ドル)	申告数 (単位：千)	金額 (単位：百万ドル)
2012	9,762	644,857	10,480	24,186
2013	11,531	504,323	9,009	20,909
2014	12,595	705,008	7,595	17,620
2015	15,998	725,161	8,280	18,646
2016	14,988	641,101	9,054	20,126
2017	17,928	871,266	7,471	16,779
2018	17,616	943,964	7,810	17,106
2019	13,899	869,753	7,806	16,266
2020	15,919	1,137,020	9,165	19,311
2021	20,497	2,048,795	8,074	16,242

〔出所〕 SOI Tax Stats - Individual income tax returns complete report (Publication 1304) より作成。

5. 投資信託課税 ①規制投資会社 (Regulated Investment Company :

RIC) : 1940年投資会社法に基づく規制投資会社については、各年度の課税所得の90%以上を受益者(株主)に対して分配しなければならず、その分配額は損金に算入することが認められ、所得税と法人税の二重課税が回避される。なお未分配の部分は通常の法人税が課税される。規制投資会社から株主に分配される課税所得は原則として、通常の配当とキャピタル・ゲイン配当に区分される。一定の要件を満たす通常の配当については、株主が適格配当所得の一部に算入することができる。また、キャピタル・ゲイン配当は長期キャピタル・ゲインとして申告することができる。

②不動産投資信託 (Real Estate Investment Trust : REIT) : 不動産投資信託は、各年度の課税所得の90%以上を株主に分配すること、信託の総所得の75%以上が不動産から生じることなどの要件を満たさなければならず、未分配部分にのみ通常の法人税が課税される。株主に分配される課税所得に対する課税に関しては、キャピタル・ゲイン配当は長期キャピタル・ゲインとして申告することができる。

③不動産担保共同出資 (Real Estate Mortgage Investment Conduits : REMIC) : 1986年税制改革法により導入された不動産担保共同出資は、不動産を担保とする抵当権をプールする組織体であり、それ自体は法人税の課税対象とはならず、出資者のみ課税が行われる。出資持分は通常持分(regular interests)と残余持分(residual interests)に区別されるが、税法上前者は債務として扱われる。

④金融資産証券化投資信託 (Financial Asset Securitization Investment Trust : FASIT) : 1996年小規模企業職務保護法により導入された金融資産証券化投資信託は、住宅ローン、クレジットカードの債権、自動車ローンなどの債権を証券化する法的主体であり、税法上納税主体とされない。金融資産証券化投資信託の通常持分は税法上債務として扱われる。なお、金融資産証券化投資信託に関する規則は2005年1月1日をもって廃止されている(この廃止は、金融資産証券化投資信託が発行した通常持分が当初の条件に従って未払いのままである限り、2004年10月22日時点で存在する金融資産証券化投資信託には適用されない)。

## RIC および REIT に対する主な要件

規制投資会社 (RIC)	不動産投資信託 (REIT)
<ul style="list-style-type: none"> <li>①内国法人であること</li> <li>②1940年投資会社法に基づき管理会社もしくはユニット投資信託として登録されるかまたは同法に基づき事業開発会社として取り扱われること</li> <li>③コモン・トラスト・ファンドまたは類似のファンドであって、同法に基づく投資会社でなく、銀行が保有するコモン・トラスト・ファンドでないもの</li> <li>④当該課税年度の総所得の90%以上が、配当、利子、株式の売却からの収益等で構成されていること</li> <li>⑤当該課税年度の各四半期末において、全資産価値の50%以上が現金、政府証券、他の RIC 及び他の発行者の証券によって表されること</li> <li>⑥一発行者の証券または類似の事業を行う法人が支配する複数の発行者の証券に対する投資が全資産価値の25%以下であること</li> <li>⑦通常の所得と免税利子の合計額の90%以上を株主に分配すること</li> <li>⑧選択年度に様式1120-RICによる申告を行うことにより RIC として取り扱われることを選択すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①組織が<sup>6</sup>、REITの規定を除き、内国法人として課税される原因となるすべての属性を備えていること</li> <li>②課税年度の課税所得の90%以上をその株主に分配すること</li> <li>③選択の第一課税年度に様式1120-REITによる申告を行い、REITとして取り扱われることを選択すること</li> <li>④信託の総所得の75%以上が不動産から得られること</li> <li>⑤信託の総所得の95%以上が配当、利子、不動産賃貸料、株式の売却からの収益等で構成されていること</li> <li>⑥課税年度の各四半期末における資産価値の75%以上が現金、不動産、または政府証券で構成されていること</li> <li>⑦課税年度の各四半期末に、75%基準に規定するもの以外の証券が信託資産の価値の25%以下であること及び一発行者の証券が信託の全資産価値の5%または発行者の議決権のある証券の10%を超えないこと</li> </ul>

## REMICに対する主な要件

<ul style="list-style-type: none"> <li>① REMIC として扱われることを選択すること</li> <li>②全ての持分が通常持分か残余持分で構成されること</li> <li>③残余持分が一種類であること</li> <li>④設立日より3ヶ月目の末日及びその後の各四半期末に全資産が適格モーゲージと認められる投資からなること</li> <li>⑤課税年度が暦年であること</li> </ul>
---

〔出所〕 *Internal Revenue Code*及び本庄資『アメリカ法人税法講義』税務経理協会、2006年より作成。

6. 税制上の優遇措置(1)——IRAを中心として 勤労者の退職貯蓄に対する税制上の優遇は、1942年歳入法による適格退職年金拠出の非課税措置にまで遡る。税制面での恩典から、それ以降企業年金資産残高は急速に拡大するが、なお勤労者全体の半分しか企業年金に加入できない状況が続いていた。そうした背景から、個人退職勘定(Individual Retirement Account : IRA)は、1974年の従業員退職所得保障法(ERISA)に基づき、雇用主が提供する適格退職年金に加入できない勤労者を対象に創設された。IRAへの拠出は一定額まで所得控除が認められ、かつ引出し時までその運用収益に対する課税が繰り延べられる。また、適格確定拠出型年金の加入者が退職した場合、その積立金を一定期間IRAに移管することも可能であり、そうした離転職等の際に他の企業年金の受け皿となるIRAはロールオーバーIRAと呼ばれている。

当初は、IRAには従業員1人につき年間1,500ドルまでの非課税拠出が認められていたが、1981年にこの限度額が2,000ドルに引き上げられ、対象者も適格年金に加入している従業員や自営業者にまで拡大された。しかし、IRAは「高所得層に利益をもたらす」との批判から、1986年税制改革法は企業年金加入者によるIRA拠出に対して制限を加えた。このため、非課税拠出額は1985年の382億ドルから改革後の1987年には141億ドルと激減した。

1997年納税者救済法は、貯蓄拡大の目的から、伝統的なIRAを利用するための企業年金加入者に対する所得制限を引き上げながら、同時に新たな勘定である「ロスIRA(Roth IRA)」を創設した。ロスIRAでは、拠出が所得控除されないかわりに一定の要件を満たした将来の引出しは非課税となる。その課税拠出は、従来のIRAとの合計で年間2,000ドルまで可能とされたが、ロスIRAには企業年金非加入者に対しても所得額による利用制限が設けられた。このような貯蓄振興策は2001年のブッシュ減税法(経済成長及び減税調整法)でさらに強化され、IRA(ロスIRAを含む)への拠出限度額は2008年までに段階的に5,000ドルに引き上げられることになり、加えて50歳以上の加入者を対象とした新たなキャッチアップ拠出も導入されている。また、拠出限度額の引き上げなどは2010年までの時限措置であったが、2006年の年金保護法により恒久化された。なお、拠出限度額はインフレ調整され、2023年は6,500ドル、2024年は7,000ドルとなっている。

## 退職資産残高の推移

(単位：10億ドル)

年	IRA	DCプラン <sup>1)</sup>		民間DB プラン	州地方政府 DBプラン	連邦政府 DBプラン <sup>2)</sup>	生命保険 年金 <sup>3)</sup>	合計
			うち401(k)					
2014	7,292	6,502	4,406	3,003	3,730	1,445	2,033	24,004
2015	7,477	6,457	4,377	2,861	3,680	1,519	2,045	24,040
2016	8,015	6,915	4,741	2,935	3,821	1,603	2,134	25,424
2017	9,439	7,906	5,486	3,238	4,307	1,695	2,296	28,881
2018	9,135	7,555	5,207	2,934	4,094	1,796	2,131	27,645
2019	10,949	8,927	6,256	3,313	4,721	1,910	2,357	32,176
2020	12,661	9,968	7,033	3,476	5,214	2,011	2,476	35,808
2021	14,460 <sup>e</sup>	11,129	7,899	3,518	5,873	2,182	2,559	39,720
2022	11,950 <sup>e</sup>	9,216	6,435	2,776	5,331	2,414	2,224	33,911
2023	13,556 <sup>e</sup>	10,565	7,410	3,042	5,715	2,668	2,356	37,903

(注) 1) 民間企業提供のDCプラン、403(b)プラン、457プランなどを含む。

2) the Civil Service Retirement and Disability Fund, the Military Retirement Fund, the judicial retirement funds, the Railroad Retirement Board, the Foreign Service Retirement and Disability Fund による財務省証券保有を含む。

3) 退職金制度やIRA以外で保有されるすべての固定年金と変動年金を含む。

4) e は推定値。

〔出所〕 Investment Company Institute, *The US Retirement Market, Second Quarter 2024*, より作成。

## IRA の概要

	伝統的 IRA	Roth IRA
課税上の扱い	EET型 (拠出時非課税 - 運用時非課税 - 給付時課税)	TEE型 (拠出時課税 - 運用時非課税 - 給付時非課税)
拠出方式	個人	個人
受給開始年齢	59.5歳	59.5歳以上でない場合は非適格
拠出時の課税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年7,000ドルまで又は年間給与等の低い方</li> <li>・50歳以上の加入者は年1,000ドルのキャッチアップ拠出が可能</li> <li>・IRA については、他に企業年金に加入している場合は所得控除の上限額が所得に応じて減少・消失</li> <li>・Roth IRA については、所得に応じて上限額が減少・消失</li> </ul>	
未使用枠の繰越し	不可	
給付時の課税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全額課税</li> <li>・72歳到達から最低引出義務の適用 (開始日は72歳に到達した年の翌年の4月1日)</li> </ul>	非課税 (口座開設から5年以上経過している場合)

(注) 最低引出義務の年齢は、2022年12月31日以降に72歳になる場合は73歳。

〔出所〕 IRSホームページより作成。

7. 税制上の優遇措置(2) ——401(k)を中心として アメリカの年金制度は基本的に確定給付型年金(Defined Benefit: DB)と確定拠出型年金(Defined Contribution: DC)に分かれるが、後者の代表である401(k)プランは、DCの中で内国歳入法401条(k)項の条件を満たすものを指す。401(k)プランの正式名称が「Cash or Deferred Arrangement(現金または給付の繰延べに関する取決め)」であることからわかるように、401(k)プランでは給与のうち一定額までは、そのまま現金で受け取るか、適格年金プランに非課税拠出するかを選択できる。そして拠出を選択すれば、将来、年金または一時金で受給する時点まで課税が繰り延べられる。しかし、伝統的IRAと同様に59.5歳に達する前に積立金を引き出した場合は通常の所得税に加えて10%のペナルティ税が課される。また、やはり伝統的IRAと同様に、加入者は72歳(2022年12月31日以降に72歳になる場合は73歳)に達して以降、一定額以上の引出しを開始しなければならないという、最低引出義務(Required Minimum Distribution: RMD)の適用がある。

401(k)プランについては、2001年に拠出限度額の段階的引き上げ、50歳以上の加入者によるキャッチアップ拠出の新設、ロスIRAと同様な仕組みの「ロス401(k)」の導入(2006年以降)などの改正が行われている。また、2024年の被用者の拠出限度額は2.3万ドル、キャッチアップ拠出の限度額は7,500ドル、事業主拠出の限度額は被用者拠出と合わせて6.9万ドルである。

401(k)プランに代表されるDCの主な特徴としては、従業員ごとの個別口座があり、いつでも自らの積立金残高の状況を確認できること、またそのため転職時には他の企業年金やIRAへの移管が容易に行えることなどがある。一方、企業側にとっても、DBのような複雑な年金数理計算が必要でないためにその運営管理費用が安いことや従業員に給付額を保証しないために年金債務が発生しないといった利点がある。アメリカでは1980年代に景気が低迷し大企業がレイオフを進めたという社会的背景から、年金ポータビリティの確保とIRAの利用により税制上の優遇措置を継続できるという点で自助努力による老後の備えができる401(k)プランに対する意識が高まり、それ以降急速に普及していった。その結果、401(k)プランの資産残高は1985年の1,439億ドルから2023年には7兆4,100億ドルへと膨れ上がっている。

## 401(k)プランの概要

課税上の扱い	EET型（拠出時非課税－運用時非課税－給付時課税）
拠出方式	事業主，被用者
受給開始年齢	59.5歳
拠出時の扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被用者は年2.3万ドル又は年間給与等の低い方まで所得控除</li> <li>・事業主の拠出は，被用者拠出と合計で年6.9万ドルまで</li> <li>・事業主の拠出は，総報酬の25%まで損金算入</li> <li>・50歳以上の加入者は年7,500ドルのキャッチアップ拠出が可能</li> </ul>
未使用枠の繰越し	不可
給付時の扱い	72歳到達または退職の遅い方から最低引出義務の適用（開始日は72歳に到達した年または退職の年の翌年の4月1日）

(注) 最低引出義務の年齢は，2022年12月31日以降に72歳になる場合は73歳。

[出所] IRS ホームページより作成。

## 401(k)プランの平均的資産構成（総資産に占める割合）

年	株式 ファンド	法人株式	バランス ファンド	債券 ファンド	GIC 等	MMF
2007	48%	11%	15%	8%	11%	4%
2008	37%	10%	15%	12%	15%	7%
2009	41%	9%	17%	11%	12%	5%
2010	42%	8%	18%	12%	10%	4%
2011	39%	8%	21%	12%	11%	4%
2012	39%	7%	22%	12%	10%	4%
2013	44%	7%	23%	9%	7%	4%
2014	43%	7%	25%	8%	6%	4%
2015	43%	7%	26%	8%	6%	4%
2016	44%	6%	27%	8%	6%	3%
2017	40%	4%	30%	8%	6%	2%
2018	39%	5%	31%	8%	6%	2%
2019	42%	5%	34%	8%	7%	1%
2020	42%	4%	35%	9%	6%	1%
2021	41%	3%	40%	7%	7%	(*)
2022	38%	4%	41%	7%	8%	1%

(注) (\*)は0.5%未満。

[出所] EBRI, *Issue Brief*, April 30, 2024, No.606などより作成。

**8. 非居住者に対する課税** 米国では税法上、個人を米国市民と外国人に分類する。外国人のうち米国居住者の課税対象は米国市民と同じく全世界所得である。それに対して、米国非居住者の課税対象は国内（米国）源泉所得である。課税対象の国内（米国）源泉所得は、「米国事業と関連のある所得」（Income Effectively Connected with U.S. Trade or Business）と「固定的、確定可能な定期所得」（Fixed, Determinable, Annual, or Periodical Income）に区分される。前者については米国市民及び米国居住外国人と同様に課税され、申告には Form1040NR を用いる。また、後者に対しては原則として30%の税率で源泉徴収される。源泉徴収が適切に行われていない場合や源泉徴収額に超過がある場合には Form1040NR を提出する。なお、各国との租税条約に規定された軽減税率の適用がある場合は、源泉徴収税率は軽減される。

アメリカの金融機関などから利子や配当などを受け取る非居住者が、租税条約による源泉徴収の免除や軽減税率の適用を受ける場合、FormW-8BEN（個人以外の場合は FormW-8BEN-E）を源泉徴収義務者などに提出する。非居住者が FormW-8BEN を提出しなかった場合は、30%あるいはセクション3406に基づく率で源泉徴収される。また、FormW-8BEN には原則として、社会保障庁（SSA）が発行する社会保障番号（Social Security Number：SSN）あるいは内国歳入庁（IRS）が発行する個人納税者番号（Individual Taxpayer Identification Number：ITIN）を記載する。

日米間の租税条約については、新日米租税条約が2004年3月30日に日米両国の批准書の交換により発効し、同年7月1日から適用となっている。さらに2019年8月30日に日米租税条約を改正する議定書（以下、改正議定書）に係る批准書が日米政府間で交換され、改正議定書が発効した。改正議定書では両国間の投資交流を一層促進するため、投資所得（配当及び利子）に対する源泉地国免税の対象が拡大されている。より具体的には、配当の免税要件が持株割合50%超、保有期間12カ月以上だったのが、持株割合50%以上、保有期間6カ月以上となった。また利子については、金融機関等が受益者である利子は免税、金融機関等以外が受益者である利子は原則として税率10%であったが、原則として免税となった。さらに相互協議手続に仲裁制度を導入したり、徴収共助の対象が拡大している。

## Fixed, Determinable, Annual, or Periodical Income の例

- ・ 個人的なサービスに対する報酬（コミッションや公演の総収入など）
- ・ 配当
- ・ 利子
- ・ 発行差金
- ・ 年金
- ・ 不動産売却益以外の賃料などの不動産収入
- ・ ロイヤルティ
- ・ 奨学金とフェローシップ
- ・ 特定のギャンブルゲームからの賞金
- ・ 米国で展示された絵画に対して非居住外国人アーティストに授与された賞金
- ・ 米国での賞金付き試合に対して非居住外国人ボクサーに支払われた賞金
- ・ 米国でのゴルフトーナメントで非居住外国人プロゴルファーに授与された賞金

〔出所〕 IRSホームページより作成。

## アメリカ合衆国との租税条約を改正する議定書のポイント

## 1. 源泉地国免税の拡大

投資所得（配当及び利子）に対する源泉地国免税の対象が、以下のとおり拡大されている。

	現行条約	改正条約
配当	免税要件：持株割合50%超 保有期間12ヶ月以上	免税要件：持株割合50%以上 保有期間6ヶ月以上
利子	原則：10% 金融機関等の受取利子：免税	原則：免税

## 2. 相互協議手続における仲裁制度の導入

条約の規定に適合しない課税に関する相互協議手続に関して、両国の税務当局間の協議により2年以内に事案が解決されない場合には、納税者からの要請に基づき、第三者から構成される仲裁委員会の決定により事案を解決することが新たに規定されている。

## 3. 徴収共助の拡充

相手国の租税債権の徴収を相互に支援する制度（徴収共助）は、現行条約では条約濫用の場合に対象範囲が限定されているが、改正後は滞納租税債権一般について適用されるように対象範囲が拡大されている。わが国の租税については、所得税、法人税、復興特別所得税、復興特別法人税、消費税、相続税、贈与税が対象となる。

〔出所〕 財務省ホームページより作成。